

**強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに  
作業中止等をしなければならない作業**

内容	関係条文
○ 高さが2m以上の箇所で行う作業	安衛則522条
○ つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業	安衛則564条
○ 型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則245条
○ 作業構台の組立て、解体又は変更の作業	安衛則575条の7
○ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	安衛則517条の3
○ 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の7
○ 軒高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛則517条の11
○ コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	安衛則517条の15
○ 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の21
○ 解体用機械を用いた作業	安衛則171条の6
○ 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	安衛則194条の6
○ クレーンの組立て又は解体の作業	クレーン則33条
○ 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	クレーン則75条の2
○ デリックの組立て又は解体の作業	クレーン則118条
○ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	クレーン則153条
○ 建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則191条
○ ゴンドラを使用する作業	ゴンドラ則19条

**強風のため危険が予想されるときに作業中止をしなければならない作業**

内容	関係条文
○ クレーンに係る作業(併せてジブ固定等の損壊防止措置を講じること)	クレーン則31条の2
○ 移動式クレーンに係る作業(併せて転倒防止措置を講じること)	クレーン則74条の3
○ デリックに係る作業	クレーン則116条の2

**暴風時に措置を講ずる必要がある特定機械等**

内容	関係条文
○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンに逸走防止装置を作用させる等の逸走防止措置	クレーン則31条
○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックに、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動揺によるデリックの破損防止措置	クレーン則116条
○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等の倒壊防止	クレーン則152条
○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等の倒壊防止措置	クレーン則189条